平成２９年（フ）第３８号
山梨県笛吹市石和町川中島40番地　田草川アパート左１
債務者　山来　**静**枝（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
山梨県甲府市大里町977番地４　ステータスヒル甲府弐番館201、前住所山梨県笛吹市春日居町徳条33番地
債務者　志村　京子（旧姓土橋）
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
長野県安曇野市豊科4938番地１　メゾン蔵401
債務者　宮澤　真美（旧姓羽尻）
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２号
長野県安曇野市豊科4938番地１　メゾン蔵401
債務者　宮澤　時男
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０号
長野県松本市大字内田743番地19　コモンハウスナカジマ206
債務者　良波　芳**隆**
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６号
静岡県賀茂郡河津町峰146番地の１
債務者　長谷川ゆり子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２２０号
三重県津市安濃町清水756番地37、前住所三重県鈴鹿市白子駅前45番６号
債務者　二村　　正
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地14　市営白浜南住宅３棟402
債務者　佐々木みよこ
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８号
奈良市西大寺新池町６番38―１号
債務者　高橋　義孝（旧姓今植）
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６８６号
広島市安佐南区東原３丁目18番16―203号、申立時の住所広島市西区草津新町２丁目21番43―105号
債務者　木内　一也
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３号
広島市安佐北区白木町大字市川1242番地９
債務者　末元　智昭
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
広島市安佐北区白木町大字市川1242番地９
債務者　末元美枝子
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２号
広島県東広島市西条町御薗宇3265ゴールドフィールドＢ―406、住民票上の住所広島県東広島市西条中央７丁目６番10号
債務者　木原　俊雄
１　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
愛媛県松山市久万ノ台1248番地１
債務者　白方みずほ
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
愛媛県大洲市八多喜町甲1206番地
債務者　笹尾　延子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１６号
愛媛県四国中央市川之江町番外670番地１
債務者　三好　**隆**二
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１７号
愛媛県四国中央市川之江町番外670番地１
債務者　三好　英子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松山地方裁判所西条支部